

## 資料 2

### 道の駅草津リノベーション構想策定懇話会開催要綱

#### (目的)

第 1 条 この要綱は、道の駅草津リノベーション構想策定懇話会（以下「懇話会」という。）の開催に必要な事項を定めることにより、道の駅草津リノベーション構想（以下「リノベーション構想」という。）の策定にあたり、意見を交換することを目的とする。

#### (懇話会の委員)

第 2 条 懇話会は、委員 13 人以内で開催する。

2 懇話会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委託する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募市民
- (3) 農業従事者
- (4) 関係する団体から選出された者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

#### (役割)

第 3 条 委員は、次に掲げる事項について意見の交換を行うものとする。

- (1) リノベーション構想の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

#### (会長および副会長)

第 4 条 懇話会に会長および副会長をそれぞれ 1 人置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、懇話会の進行を行う。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第 5 条 懇話会の会議は、市長が招集する。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聴取することができる。

#### (庶務)

第 6 条 懇話会の庶務は、環境経済部農林水産課において処理する。

#### (委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 付 則

#### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

#### (要綱の失効)

- 2 この要綱は、リノベーション構想の策定が完了した日限り、その効力を失う。